

大分県報

令和三年
第二五四号
十月二十六日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
臨時種畜検査の実施……………	二
道路区域の変更……………	二
道路の供用開始……………	二
公告	
林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………	三
開発行為の完了（二件）……………	三
落札者等の公示……………	三

○告示

大分県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク東大道店・サンドラッグ東大道店
大分市東大道一丁目十二番 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社サンリブ

代表取締役 菊池 毅

福岡県北九州市若松区本町二丁目十七番一号

外一者

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 二千三百三十六平方メートル

変更後 二千八百八十二平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 駐輪場No.一 A棟南側 五十台

駐輪場No.二 A棟西側 二十九台

駐輪場No.三 B棟西側 十四台

駐輪場No.四 C棟北側 二十台

合計 百十三台

変更後 駐輪場No.一 A棟南側 五十台

駐輪場No.二 A棟西側 十二台

駐輪場No.三 C棟北側 二十台

合計 八十二台

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 廃棄物等保管施設No.一 A棟内東側 三・七五立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 A棟内東側 二・二五立方メートル

廃棄物等保管施設No.三 A棟内東側 六・七五立方メートル

廃棄物等保管施設No.四 A棟内東側 四・〇〇立方メートル

廃棄物等保管施設No.五 A棟内東側 四・〇〇立方メートル

廃棄物等保管施設No.六 B棟内北側 三・七五立方メートル

廃棄物等保管施設No.七 C棟内西側 四・七三立方メートル

廃棄物等保管施設No.八 C棟内西側 三・八七立方メートル

合計 三十三・一〇立方メートル

変更後 廃棄物等保管施設No.一 A棟内東側 六・六〇立方メートル

廃棄物等保管施設No.二 A棟内東側 五・六一立方メートル

廃棄物等保管施設No.三 A棟内東側 九・一三立方メートル

廃棄物等保管施設No.四 C棟内西側 七・〇九立方メートル

大分県報（告示）

令和三年十月二十六日

一

廃棄物等保管施設No.5 C棟内西側 五・八〇立方メートル

合計 三十四・二三立方メートル

4 変更する年月日

(一)及び(二) 令和四年五月十四日

(二) 令和三年九月十四日

二 届出年月日

令和三年九月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年十月二十六日から令和四年二月二十八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和四年二月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

検査期日

令和三年十一月十六日

検査場所

竹田市

家畜の種類

牛

大分県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

佐伯市大字長良字寺ノ上二二九〇番
二地先から
佐伯市大字長良字野中二二九八番三
地先まで

前

メートル
九・九
五・一

メートル
一八〇・〇

佐伯市大字長良字寺ノ上二二九〇番
二から
佐伯市大字長良字野中二二九八番三
まで

後

三〇・四
一〇・三

一八〇・〇

豊後大野市三重町百枝字役場三三三九
〇番一九から
豊後大野市三重町百枝字役場三三三九
〇番二二まで

前

七九・〇
三一・四

三六・〇

豊後大野市三重町百枝字役場三三三九
〇番一九から
豊後大野市三重町百枝字役場三三三九
〇番三まで

後

七六・九
三一・四

三六・〇

大分県告示第六百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八七号

宇佐市院内町二日市字平原一四二番三から
宇佐市院内町二日市字平原一三三番四まで

令三・一〇・二六

○公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時 令和三年十一月二十六日 午前九時から

2 場所 大分市花園二丁目六番五十一号 大分県林業会館新館三階研修室

二 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講申込書の受付期間及び提出先

講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を令和三年十一月十六日まで

に住所地在管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部に提出すること。

四 講習手数料

講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千円の大分

県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

五 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 私用車でお越しの場合は、会場近くの河川敷駐車場をご利用いただくことになりま

す。林業会館の駐車場はご利用になりませんのでご注意ください（別途HPに掲載）。

~~~~~

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字岩崎字猫橋三百四十八番一並びに三百四十六番一及び三百四十七番の各一部  
（一工区）

二 開発区域の面積

千六百七十九・一一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市王子南町八番二十一号

大分トヨペット株式会社

代表取締役 片 岡 潔

四 完了検査年月日

令和三年十月八日

~~~~~

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

宇佐市大字辛島字宮ノ前五番一ほか二筆及び四番一ほか一筆の各一部（二工区）

二 開発区域の面積

二千八百八十九・五五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地の一

三和酒類株式会社

代表取締役 下 田 雅 彦

四 完了検査年月日

令和三年九月二十八日

~~~~~

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

車両捜査支援システム等専用電気通信回線使用契約 一式

令和三年十月二十六日

大分県報（告示・公告）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部刑事企画課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和三年九月七日

四 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 大分支店 支店長 大村谷 輝

大分市長浜町三丁目十五番七号

五 落札金額

三百六十三万円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和三年七月二十七日